

一宮監公表第4号

2025（令和7）年11月20日

一宮市監査委員	長谷川	伸	二
一宮市監査委員	丹	羽	達
一宮市監査委員	岡	本	将嗣
一宮市監査委員	高	木	宏昌

一宮市職員措置請求に係る監査結果について（公表）

地方自治法第242条第1項の規定に基づく一宮市職員措置請求（住民監査請求）に対し、同条第5項の規定による監査を実施しましたので、その結果を次のとおり公表します。

一宮市職員措置請求に係る監査結果報告

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく一宮市職員措置請求（住民監査請求）に対し、同条第 5 項の規定による監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は以下のとおりである。

第 1 措置請求の概要

2025 年 9 月 26 日、一宮市居住の A 氏（以下「請求人」という。）から法第 242 条第 1 項に基づく一宮市職員措置請求（以下「請求」という。）があった。

この請求は、令和 7 年度の公緑委託第 422 号北高井緑道ほか 8 緑道等除草清掃等管理業務委託契約（以下「委託契約」という。）のうち一の宮井筋緑道に係る委託契約において、契約の適正性に問題があり、違法又は不当な行為に該当するため、当該契約内容の是正措置を求めることと解されるものであり、所定の法定要件を具備しているものと認められたので受理した。

1 請求の要旨

本請求で主張する違法又は不当な行為及び必要な措置は、以下のとおりであると解される。

（1）違法又は不当な行為

ア 委託契約において、一の宮井筋緑道で芝がほぼ消滅していることを認識しながら、実施されているのが草刈工（肩掛式草刈機使用）であるにもかかわらず、草刈工に比べて単価の高い芝刈工（ハンドガイド式草刈機使用）で契約していること。

イ 「設計書」によると、芝部分以外の草刈工の実施回数は年 3 回、芝刈工は年 5 回と記載されており、実施されているのが芝刈工でなく草刈工であるなら年 3 回の実施が合理的であり、5 回のうち 2 回分は余剰であるため、その差分の損害が発生していること。

（2）必要な措置

一宮市長に対し、契約内容の是正を行うこと。

2 一宮市職員監査措置請求書

請求書は、別紙（7～13 ページ）のとおりである。

第2 監査の概要

1 監査対象事項

委託契約において、一の宮井筋緑道で実施されている作業及び芝の繁茂に関する現況確認方法を監査対象とし、違法又は不当な行為が存在するか否かを判断するため、次の項目を着眼点に設定した。

(1) 委託契約に係る事務は適切か。

ア 契約内容の確認

イ 作業実施状況の確認

ウ 草刈工と芝刈工の単価の確認

エ 芝の繁茂状況に関する現況の確認は適切か

オ 芝の繁茂に関する現況は契約内容と合致しているか

2 監査対象課

当該契約に係る事務を所管するまちづくり部公園緑地課(以下「公園緑地課」という。)を監査対象課とした。

3 監査の主な実施内容

(1) 陳述の聴取

法第242条第7項の規定に基づき、請求人から請求の要旨を補足するために陳述を聴取した。

(2) 関係書類の調査

監査対象課に関係書類の提出を求め調査を行った。

(3) 関係職員の事情聴取

公園緑地課長及びその他関係職員から事情を聴取した。

(4) 実地調査

芝の繁茂状況を一の宮井筋緑道にて確認した。

(5) 委託業者の事情聴取

委託契約の相手方から事情を聴取した。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
要件審査	本庁舎 9 0 3 会議室	2025 年 10 月 3 日
関係書類の調査、 関係職員の事情聴取	監査事務局	2025 年 10 月 3 日 ～同年 11 月 19 日
請求人の陳述	本庁舎 9 0 3 会議室	2025 年 10 月 20 日
実地調査	一の宮井筋緑道	2025 年 10 月 22 日、29 日
委託業者の事情聴取	監査事務局	2025 年 10 月 23 日 ～同年 11 月 7 日
監査結果の決定	本庁舎 9 0 3 会議室	2025 年 11 月 20 日

第 3 監査の結果

1 事実の調査

調査により得られた結果は次のとおりであった。

(1) 委託契約の内容

ア 請求人は、芝が消滅した原因として維持、メンテナンスが実施されてこなかったためと主張している。

施肥など芝のメンテナンスについては、「2025 年度公園・緑地等管理業務委託特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）に記載されているものの、「委託契約書」や「設計書」には記載されておらず、契約書類に不明瞭な点があった。公園緑地課の説明によると、「特記仕様書」は他の公園管理の契約でも共通で使用されているものであり、その記載事項については「設計書」で積算している項目が優先するため、該当の契約には芝のメンテナンスは含まれていないとのことであった。この「特記仕様書」と「設計書」の運用は土木工事や公園管理の設計図書としては一般的であり、他の事業においても同様とのことである。

イ 請求人は、実施されているのが草刈工であるにもかかわらず、芝刈工で契約されていることについて公園緑地課へ問い合わせたところ、芝刈工を肩掛式草刈機に読み替えて作業を行っても問題はないとの説明を受けたが根拠は聞いていないと主張している。

公園緑地課の説明によると、「設計書」は肩掛式草刈機より安価なハンドガイド式草刈機による作業で計上しているが、「特記仕様書」で使用する機械を指定していないため、当該契約においては、機械の指定をしていないと認識しているとのことであった。委託業者の説明によると、ハ

ンドガイド式草刈機と肩掛式草刈機を併用して作業しているとのことであった。

ウ 公園緑地課の説明によると、請求人に対し、使用する機械を読み替えて作業を行っても問題がないとの説明はしていないとのことであり、「使用する機械を指定していないため、肩掛式草刈機を使用してもよい」との説明や市民メールに対する「芝刈工の積算においては、ハンドガイド式草刈機による作業で計上しているが、肩掛式草刈機による作業を行っても問題ない」との回答を、請求人が使用する機械を読み替えて作業を行っても問題がないと解釈したと考えられるとのことであった。

(2) 作業実施状況

ア 公園緑地課の説明によると、6月30日に委託業者から提出された第1回目の「中間検査申出書」等に関する作業実施状況については、ハンドガイド式草刈機と肩掛式草刈機を併用して業務を行っていると委託業者から聴取しているとのことだが、「業務写真帳」で報告されているのは肩掛式草刈機の写真のみでハンドガイド式草刈機の実施状況は確認できなかった。

(3) 草刈工と芝刈工の単価の比較

ア 業務委託内訳書である金額入りの「設計書」のうち2号明細書に記載された1㎡あたりの単価は、芝刈工（ハンドガイド式草刈機使用）45.87円と草刈工（肩掛式草刈機使用）90.32円で草刈工の方が高いため、年5回実施される芝刈工から年3回実施される草刈工へと設計変更した場合、回数を減らしても費用は増加することとなる。なお、委託業者に実際に作業に要した芝刈工と草刈工の単価を確認したところ、同様に草刈工の方が高かった。

(4) 芝の繁茂状況に関する現況の確認

ア 公園緑地課は例年1～2月に担当者が目視にて芝の繁茂状況を確認しているとのことであるが、現地にて芝の繁茂状況を確認した写真等の記録はなかった。

イ 2025年10月29日に監査事務局職員2名の目視で確認したところ、当該緑道においては芝の繁茂割合にばらつきがあり、芝の繁茂割合が49%以下であると確認できたのは緑道全体の約80%で、芝の繁茂割合が80%以上であると確認できたのは緑道全体の約6%であった。

2 判断

請求人は、委託契約において、一の宮井筋緑道で実施されているのが草刈工であり、芝がほぼ消滅していることを認識しながら草刈工に比べて単価の高い芝刈工で契約していること、「設計書」によると、草刈工の実施回数は年3回、芝刈工は年5回と記載されており、実施されているのが芝刈工でなく草刈工であるなら年3回の実施が合理的であり、5回のうち2回分は余剰であるためその差分の損害が発生していることを問題視し、契約内容の是正措置を主張している。

契約の適正性については、一の宮井筋緑道の芝の繁茂状況から判断することができる。また、草刈工を芝刈工として発注していることの損害については、芝刈工と草刈工の単価の比較をもって判断することができる。

実地調査を行ったところ、当該緑道において芝の繁茂割合にばらつきがあるものの、芝刈工として施工する箇所がないとまでは言えず、芝がほぼ消滅しているとは言い難い状況であった。また、業務委託内訳書である金額入りの「設計書」によれば、芝刈工と草刈工の単価については、芝刈工（ハンドガイド式草刈機使用）45.87円と草刈工（肩掛式草刈機使用）90.32円で草刈工の方が高く、実施回数を考慮しても、市に損害は発生していなかった。

したがって、市への損害は認められず、当該契約において、契約内容の是正措置を求めることはできない。

3 結論

以上のとおり監査を実施した結果、本請求を棄却する。

第4 意見

本請求に基づく監査を実施した結果に関して意見を述べる。

監査の結果、契約書類に不明瞭な点や、請求人との対応及び現場確認に関する記録が不十分であった点がみられた。

契約書類の不明瞭な点については、契約書類で検査報告書に必要な業務写真の種類や数量を指定しておらず、施工写真が少ない「業務写真帳」が提出されている点が挙げられる。契約書類や履行確認に不明瞭な部分があると、業務不履行など財務会計上の損害を与える可能性があるため、委託業者に対して明確な作業内容及び報告書における必要写真の種類や数量を示すなど、契約書類の再整備を行うことが望まれる。

また、請求人との対応や現場確認に関する記録が不十分であった点について

は、請求人との折衝記録が残されていないために請求人と公園緑地課の主張に相違がある点や、芝の繁茂状況等を公園緑地課職員が毎年確認したとのことであったが、その記録が残されていない点が挙げられる。市が行う業務については検証や改善ができるよう、また、市民への説明責任を果たせるよう、適切に記録を残すことを望むものである。

以上

一宮市職員監査措置請求書

一宮市長に対する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1) 請求の対象とする執行機関・職員

一宮市長

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

一宮市都市公園緑地課が発注した令和7年度の委託業務名「公緑委託第422号 北高井緑道ほか8緑道等除草清掃等管理業務委託」契約番号「5062000070」号、一宮市施設等維持管理業務委託契約（事実証明書①・以下「業務委託契約」という。）による委託料

(3) 違法または不当の理由

上記業務委託契約書中、一の宮井筋緑道に関する契約の明細書6頁には、委託工事種類として舗装通路の①草刈工（246㎡・3回/年）、芝生部の②芝刈工（14,250㎡・5回/年）、植樹帯の③除草工（6,750㎡・3回/年）の3種類が計上されている。

さらに、上記の3種類の工事の内訳明細として、①草刈工19号代価表（片掛式草刈り機カッター径255mm）②芝刈工20号代価表（ハンドガイド草刈り機刈幅77cm）③除草工21号代価表（手作業）が示されている。

ところが、現状において、一の宮井筋緑道には②芝刈工の対象となる芝生部分は芝生がほぼ消滅してしまっている。換言すれば、一の宮井筋緑道の供用開始が平成22年であり現在約15年が経過し、過去に芝生があった痕跡は散見されるが、現在、年5回も刈高を揃えメンテナンスしていく対象となるような綺麗な状態の芝生部分は存在せ

ずその代わりに雑草が繁茂し覆いつくされている。その原因としては、芝生を綺麗な状態にキープしておくための芝の張替え等の維持・メンテナンスが十分に実施されてこなかったため、芝生はほぼ消滅したと考えられる（事実証明書②令和7年5月10日付^{写真}~~動画~~）。

つまり、現地には芝生工の対象となる芝生がそもそも存在していない。かつて芝刈工の対象となっていたであろう現地には、ほぼ消滅した芝生の上に雑草が覆いかぶさるように繁茂しており、従って、その部分の委託工事種類としては「草刈工（3回/年）」とすべきであり、対象となる芝生が存在していないにも拘らず誤った「芝刈工（5回/年）」という工事種類の委託工事が契約・発注されている。

昨年（月日不詳）、公園緑地課の窓口において氏にこの件について質問したところ「芝刈工（ハンドガイド草刈り機刈幅77cm）となっても片掛式草刈り機に読み替えて作業を行っても問題はない（その理由は根拠についての説明がないのでわからない）」と口頭で回答があり、3月31日付けの市民メールに対する回答（事実証明書④3月31日付3月14日付市民メールの回答）においてもその根拠は説明なしに問題はないと結論付けられている。実際、私は10年間程悪天候時を除いて、ほぼ毎日、一の宮井筋緑道をウォーキングしており、草刈り作業にも時々遭遇するが、ハンドガイド式草刈り機を使用しての作業は見たことがなく、実際には片掛式草刈り機を使用して草刈工が実施されている。

そもそも、芝刈工は芝生を刈り高を揃える（特記仕様書では30ミリ以下）ことによって、高さの揃った健康で見た目も美しい緑の芝生

を維持していくために実施されるものであり、その為に芝生の生育期である7月～9月にかけて高さを揃える目的で実施されるもの（事実証明書②AI作成がした「芝生の手入れ」参照）で、一の宮井筋緑道においても、芝生が綺麗に生え揃っていた当初はその状態を維持・管理していくために5回/年の芝刈工が実施されてきたのだろう（委託契約書特記仕様書第3章第7条5項）。

さらに付言すれば、芝生部分には健康で見た目も美しい芝生を維持していくために、刈高をはじめ、施肥や除草（草取り）も特記仕様書に記載されている。しかし、実際は芝生部分がないので施肥や除草（草取り）をする必要がない（意味がないし出来ない）し、その作業実施報告・写真もないため施肥や除草は実施されていないと考えられる（同特記仕様書第3章第8条1・2項、同9条）。

上記のとおり、対象となる芝生がほぼ消滅している現況において工事種類として「芝刈工事」という種類の委託工事を発注することは誤りである。前年度以前も芝刈工の対象となる区域において、刈高を揃えるための芝刈工の代わりに、長年にわたり、実際は片掛式草刈り機を用いて草刈工（刈高を考慮せずに根こそぎ刈ってしまう）が実施されており、もはやそれがスタンダードになっており、昨年3月14日付市民メール（事実証明書④3月14日付市民メール）において、その旨指摘・質問し、上記のような現状に見合った契約内容とするよう改善要望を申し上げたが取り上げてもらえず、令和7年度においても上記のとおり芝生がないにも拘わらず「芝刈工」という誤った業務委託工事が契約・締結されている。

市の見解としては、芝生がほぼ消滅し雑草に覆いつくされていることについて、その現状を認識しているが、一の宮井筋緑道の供用開始当初から工事種類を芝刈工とし契約・実施しており、芝生が消滅して現況が変わって実際に実施しているのが草刈工事となったとしても、前例踏襲の考えから工事種類を変えずに、市の都合の良い解釈として芝刈工を草刈工と単純に読み替えて、ハンドガイド式草刈り機を使用せず代替えの片掛式草刈り機で年間5回の回数だけ帳尻合わせとして実施されれば問題がないということなのか。

上記業務委託契約では草生の部分については草刈工・除草工が年間3回で契約されており、現実には芝生がほとんどなく、ほぼ雑草に覆いつくされている状態の芝刈工対象箇所は、もはや単に雑草のみが繁茂している状況と同一であり、当初芝刈工とされていたその部分だけ刈高を揃える目的としての芝刈工を年5回も実施する合理的な理由はない。

また、上記メールの回答では、何の説明（根拠も示さず）もなくハンドガイド草刈り機を使用しての契約工事を片掛式草刈り機を使用しても問題ないと結論付けられているが、現地の状況からは芝生自体がないし、地面も平らでなく不陸だらけ（でこぼこ）なのでハンドガイド草刈り機を使用して刈高をを揃えられる状況になく、実際は明らかに片掛式草刈り機しか使用できないのであるから、「読み替えて実施すれば問題ない」と主張するのではなく、片掛式草刈り機での作業がスタンダードとなっているので、当初から片掛式草刈り機での作業で積算・契約すべきであり、いつまでもわざわざ読み替えが必要な作業

種類で契約を締結し続けるすることは合理的ではない。

地方自治法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されている。

また、同第16項には「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」と規定されている。

従って、上記のように実際に実施されているのが草刈工であり、芝生がないことを知りながら芝刈工を発注することはこれらの規定に反する（虚偽）ことになり、契約内容が実際の状況と一致していないため契約の適正性に問題があり違法行為に該当する可能性が高い。

さらに、存在しないもの（芝生）を対象にした契約は倫理的に問題（錯誤）であり、特に行政を司る地方公共団体としてはより高い倫理感が求められることから、明らかに不当な契約であると言わざるを得ない。

(4) 一宮市に生じている損害

(3)において工事代価（1回当たり）について考えてみると、一宮市の契約上の正確な金額は判らないが、①草刈工と②芝刈工の工事単価（㎡当たり）を比較してみれば、一般的に工事単価は手間賃と機械損料・燃料等から算出されるものであり、ハンドガイド草刈り機と片掛式草刈り機とを比較すればハンドガイド草刈り機の方が工事単価が高くなるのは明白である。

また、仮に②芝刈工の工事単価が安価だとしても、実施回数は芝刈工（5回/年）に対し③草刈工は（3回/年）であり実施回数から考えても工事全体価格は②草刈工の方が安価となる。

つまり、芝生部とされている区域について、芝生がほぼ消滅しており雑草に覆いつくされている現況においては、刈高を特記仕様書に記載されている「30ミリ以下」に刈ってまでして芝生を一定の高さで綺麗に生え揃っている状態にして維持管理していく必要性はない。そうであれば、単に雑草が繁茂しているだけの部分と作業内容は全く同じ草刈工であり、刈高はできるだけ短くした方が効率的である。つまり、芝生を一定の高さで綺麗に生え揃っている状態にして維持管理していくために芝刈工は年5回実施する必要があるものであり、現状、草刈工対象区域と同様な状況にある芝刈工対象区域も草刈工を年3回することが合理的である。

市の職員は「芝刈工を草刈工と解釈して単純に読み替えて実施すれば問題ない」と言うが、仮に読み替えて実施するにしても、同一の契約において草刈工は3回/年で契約されており、その回数が合理的な回数となる。前述したとおり芝刈工の対象区域も、雑草が繁茂している草刈工対象区域と現況は同一であるから、草刈工が3回/年で問題ないのなら、草刈工と同じことをすることとなる芝刈工も3回/年として契約・発注することが合理的であり辻褄が合う。だとすれば、芝刈工5回/年の内2回/年は余剰であり、その差分の損害が生じている。

なお、芝刈工及び草刈工の工事単価（価格）については、情報公開した資料には開示されておらず、具体的な損害を算出して明らかにして示すことは不可能である。

(5) 求める措置

令和7年度の上記契約において、現況に合っていない不適切な芝刈工となっている部分の契約内容の是正措置（ハンドガイド草刈り機による芝刈

工 5 回/年を片掛式草刈り機による草刈工 3 回/年又は芝刈工 3 回/年とする設計変更等)。

(6) 事実証明書 (添付資料)

① 「公緑委託第 4 2 2 号 北高井緑道ほか 8 緑道等除草清掃等管理業務委託」契約番号「5 0 6 2 0 0 0 0 7 0」号 委託契約書 (抜粋・写)

② ア 芝生が生えていないことを証する写真 (令和 7 年 5 月 1 0 日)
(補足資料: 上記 DVD 動画)

イ 芝生が生えていないことを証する^{写真}動画 (令和 7 年 5 月 1 0 日)
(補足資料: 上記 DVD 動画)

※ ア・イの動画の区域については別紙参照

③ 「芝生の手入れ」 (AI が作成がした)

④ 令和 7 年 3 月 1 4 日付市民メール (添付写真を含む)

⑤ 令和 7 年 3 月 3 1 日付市民メールに対する回答 (添付写真を含む)

3 請求者

住 所 一宮市

氏 名

上記地方自治法第 2 4 2 条第 1 項により, 別紙事実証明書を添付し必要な措置を請求します。

令和 7 年 9 月 26 日

一宮市監査委員 御中

